

○紀南地方老人福祉施設組合特別会計設置条例

(平成8年2月26日)
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成12年2月21日条例第1号 平成17年4月1日条例第3号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、老人福祉施設事業の円滑な運営及びその経理の適正を図るため、次の各号に掲げる特別会計を設置する。

- (1) 養護老人ホーム椿園特別会計
- (2) 特別養護老人ホーム百々千園特別会計

(歳入及び歳出)

第2条 前条に掲げる各特別会計においては、老人福祉施設事業収入、財産収入、繰入金、寄付金、借入金、諸収入等をもってその収入とし、老人福祉施設の事業費、公債費その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 各会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により、弾力条項を適用することができるものとする。

附 則 (平成8年2月26日条例第1号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年2月21日条例第1号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。